

第8章 新型インフルエンザ発生時の気象庁本庁業務継続計画

第1節 総論及び本庁における業務継続計画

第1項 計画の目的及び構成

1 背景及び目的

新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。このため、新型インフルエンザの発生時には、感染拡大を可能な限り抑制して健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないことが必要である。

政府の各部門においては、新型インフルエンザ発生時においても、新型インフルエンザ対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や自治体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

こうした要請を受け、政府の新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議より「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成21年2月17日改定）や「新型インフルエンザ対応 中央省庁業務継続ガイドライン」（平成21年8月7日策定）が提示されるとともに、中央省庁において新型インフルエンザ対応の業務継続計画の策定を推し進めることが要請されている。

本計画は、的確に防災気象情報を提供することによって、自然災害の軽減、国民生活の向上、交通安全の確保、産業の発展等を実現することを目的とした気象庁の所管業務について、当該業務の縮小・中断が国民生活に与える影響に鑑み、新型インフルエンザ発生時の気象庁における執務体制のあり方等を定めるものである。

2 第7章 首都直下地震（東京湾北部地震）発生時の気象庁本庁業務継続計画との関連

新型インフルエンザ発生時の気象庁本庁業務継続計画（以下「本計画」）と第7章 首都直下地震（東京湾北部地震）発生時の気象庁本庁業務継続計画（以下「地震対応業務継続計画」）との間には、気象庁の機能の維持という共通の目的や方針が存在し、その手法にも共通する要素が見られる。

しかしながら、地震の場合は突発的に発生した災害からの短期間での復旧に主眼が置かれるのに対し、新型インフルエンザの場合は長期間にわたり国民生活に必要なサービス提供業務の継続を図ること等、下表に掲げるような

相違点も多く見られる。

項目	地震対応業務継続計画	新型インフルエンザ対応業務継続計画
業務継続方針	災害応急対策等に全力を挙げながら、できる限り業務の継続・早期復旧を図る	感染リスクを勘案し、国民生活に必要なサービス提供業務に限定して継続する
被害の対象	人的被害のほか、施設・設備等、社会インフラへの被害も大きい	主として、人に対する被害が大きい
地理的な影響	被害が国内全域とはなりにくい	被害が国内全域、全世界的となる
被害の期間	過去事例等からある程度の影響想定が可能	長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	主に兆候がなく突発する余震、津波等を除き被害量は事後の制御不可能	海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 被害量は感染防止策により左右される

このため、本計画においては、地震対応業務継続計画における優先業務の選定基準や災害時の体制を参考としつつ、新たに検討を行った。

3 構成

本計画は「総論及び本庁における業務継続計画」、「事前準備」、「教育、訓練及び計画の見直し」の3節で構成する。

4 用語の定義

(1) 優先業務

新型インフルエンザ発生時においても、優先的に資源の配分を行い、適切に維持・継続する業務をいう。「新型インフルエンザ対策業務」及び「一般優先業務」を優先業務とする。

(2) 新型インフルエンザ対策業務

新型インフルエンザへの感染・拡大の防止を目的として実施すべき業務であり、新型インフルエンザの発生によって新たに生じる業務をいう。

(3) 一般優先業務

国民生活に必要なサービス提供業務であり、新型インフルエンザの発生時においても中断、縮小することなく優先的に実施すべき業務をいう。当

庁の組織を維持するために最低限必要な業務についてもこれに含める。

なお、本計画と地震対応業務継続計画における各用語の定義との関連は以下の通りとなる。

業務分類		分類要旨	業務例	地震対応業務継続計画における分類
本計画における優先業務	対策業務	新型インフルエンザの発生によって新たに生じる業務	新型インフルエンザの拡大防止につながる情報の発信・対策の実施等	災害応急対策業務
	一般優先業務	新型インフルエンザの発生時においても優先的に実施すべき業務	国民の生命に関わる緊急的な情報（地震情報等）の観測・発信等業務	一般優先業務
	縮小・中断業務	新型インフルエンザの発生時においては、縮小・停止を余儀なくされる業務	即時性・緊急性を要しない業務 縮小・停止による国民や利害関係者への影響が大きい業務	

第2項 業務継続の基本方針

1 基本方針

気象庁の任務は、災害による被害の防止・軽減、交通の安全等を目的として、警報・注意報等の各種情報を発表し、関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて住民に提供することである。

新型インフルエンザが発生した場合においても、適切な意志決定に基づいて利用可能な資源（人、設備、物資等）を確保しつつ不急の業務については縮小・中断し、気象庁の任務を果たしていくことが必要である。

また、そのためには、職員の生命・健康を守りつつ、新型インフルエンザ発生時においても可能な限り多くの職員が業務を遂行することが求められる。このため、職員の感染防止に繋がる新型インフルエンザ対策に関する業務についても適切に実施することが不可欠である。

以上に基づき、新型インフルエンザ発生時における、気象庁の業務継続の基本方針は以下の通りである。

- ・ 新型インフルエンザ対策業務については、優先的に実施する。
- ・ 一般優先業務については、可能な限りその実施を継続する。
- ・ 発生時に継続すべき業務（新型インフルエンザ対策業務及び一般優先業務。以下「優先業務」）以外の業務については、大幅に縮小又は中断し、人員を優先業務に投入する。
- ・ 優先業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。
- ・ 新型インフルエンザ様症状のある職員等に対しては、病気休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請する。
- ・ 患者と濃厚接触し、感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認め、外出自粛の徹底を要請する。
- ・ 優先業務については、職場における感染防止策を徹底し、勤務体制を工夫する。

2 計画の適用範囲

本計画は想定する新型インフルエンザが発生した際の本庁の活動に適用し、また、本庁の業務遂行に関連する管区气象台、海洋气象台及び施設等機関の各活動に適用する。なお、各気象官署の業務継続計画についてはそれぞれにおいて状況を想定し、別途定められるものとする。

3 計画の運用、検討体制

本計画は気象庁本庁災害対策要領に定める災害対策本部等により運営されるものとする。本計画の内容の見直し等の検討については気象庁業務継続計画推進本部により行われるものとする。

第3項 想定災害と被害想定

本計画において想定する感染被害状況及び社会・経済状況の具体的な想定内容については、「新型インフルエンザ対策行動計画」における想定と同等とし、その内容を表－1及び表－2に示す。

表－１ 業務継続計画における感染被害状況の想定

要素	状況
罹患率	全人口の 25%が罹患
最大欠勤率	職員の最大 40%程度が欠勤
流行期間	ひとつの流行の波が 2 ヶ月間続き、その後も流行の波が 2～3 回ある。
感染速度	移動・交通手段の整備状況、都市部と地方の違いによって速度に差異が見られる。
感染の地域差	都市部と地方においては感染の地域差があり、都市部において被害がより甚大になる傾向がある。 都市部と地方においては、感染速度の違いにより、感染のピーク時期（欠勤率のピーク）についても地域差がある。

表－２ 社会・経済状況の想定

	想定される社会・経済状況
海外で発生 の疑い	・ 帰国者が増加 ・ 出張や旅行の自粛 ・ 国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加
第一段階 （海外発生期）	・ 帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海空港で相当な混雑が発生 ・ 出張や旅行の自粛 ・ 国民の不安が増大し、国、自治体、保健所、医療機関等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加 ・ 食料品・生活必需品に対する需要が増加 ・ マスク、消毒液等の需要が増加
第二段階 （国内発生早期）	・ 発熱相談センターや 119 番に相談の電話が急増 ・ 国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが急増 ・ 発生地域における学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業 ・ 発症者の濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生 ・ 一部事業者で不急の事業を縮小・休止する動き ・ 一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き ・ 需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加
第三段階 （拡大期、まん延期、回復期）	・ 抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来院するなど、混乱が発生 ・ 業務資源（医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等）の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現

	想定される社会・経済状況
	・学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が全国に拡大
	・公共交通機関の運行は概ね維持。利用者が減少した地域では、運行本数が減少
	・電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインは概ね維持 ※政府の新型インフルエンザ対策上の目標であるが、事態が悪化した場合、供給が停止する可能性もある。
	・流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ ・マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性
	・感染拡大に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、職員の欠勤が増加（最大４割程度）
	・経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情勢が悪化
第四段階 (小康期)	・社会が安定し始める ・経済活動が一部正常化

第４項 優先業務

新型インフルエンザの発生時においては、第３項の感染被害状況及び社会・経済状況が想定されることから、限られた人員・資源等で業務を遂行する必要があるため、平時と同様の業務量・水準を保つことは困難である。しかしながら、一部の業務については、業務を縮小・中断することによって、国民生活に重大な影響を与えるものや、組織の機能維持が困難となるもの等があるため、これらの業務については優先的に継続することが求められる。

本項では、優先業務についての考え方、優先業務として選定する業務の分類、優先業務の概要及び優先業務の優先順位について示す。

１ 優先業務の考え方

気象庁の業務のうち、縮小・中断することにより国民生活・経済活動や国家の基本的機能に重大な影響があるものについては、気象庁防災業務計画において、その業務種別（及び優先順位）を定めていることから、これらの業務を一般優先業務として選定する。

加えて、新型インフルエンザの発生時において、優先業務を確実に遂行するためには、必要な職員を確保することが重要である。このことから、職員の感染防止や庁内での感染拡大の防止等を目的とした対策業務を新型インフルエンザ対策業務とする。

さらに、新型インフルエンザ発生時において、同時に地震対応業務継続計画で想定する地震が発生する場合を想定し、地震対応業務継続計画における優先業務についても、本計画における一般優先業務に含めることとする。

また、これらの業務を実施するためには、気象庁としての組織機能が維持されていることが不可欠であり、上記業務を実施するために最低限必要な組織機能を維持するために必要な業務についても、一般優先業務として定めることとする。

なお、これらの優先業務に当てはまらない業務については、優先業務を非常時において推進するために、一時的に縮小・中断することとする。

2 優先業務の分類

1の優先業務の考え方にに基づき、優先業務となる気象庁業務を以下の通り分類する。

なお、(2)(3)は一般優先業務とする。

(1) 新型インフルエンザ対策業務

新型インフルエンザへの感染・拡大の防止を目的として実施すべき業務であり、新型インフルエンザの発生によって新たに生じる業務（新型インフルエンザ発生に備えた準備等の業務も含む。）である。

政府の新型インフルエンザ対策本部より、海外または国内で新型インフルエンザの感染が確認されたと宣言された場合には、速やかに本計画を発動する必要がある。本計画に基づく各種対応を実施するため、災害対策本部を設置し、業務継続の判断、対策の指示、人員の確保等を行う。

特に人員の確保については、モニタリング業務を実施し、職員の感染状況・出欠勤状況を把握することで、人的資源の適切な配置を行う必要がある。

また、職場の消毒・対人距離の確保措置等を行い、職員の感染拡大防止対策を実施する。なお、これらの感染拡大防止対策に資するため、マスク・消毒液等の確保等の新型インフルエンザ対策業務に必要な消耗品を確保・準備する。

加えて、新型インフルエンザ発生時の当庁の業務継続に係る活動について適切に国民に周知するための、報道対応・広報業務についても適切に実施する。

(2) 国民生活に必要なサービス提供業務

国民生活の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活・経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与える業務である。

1) 防災及び交通安全に係る業務

気象庁防災業務計画第1編第3章及び第2編第2章第2節において、優先的に実施することが定められた一般気象業務及び航空気象業務については、防災及び交通安全に係る業務として、適切に継続することとする。

2) 1) の業務を継続するために必要な業務

1) の業務を継続するためには、情報システムの安定稼働、資産・設備の継続的な利用が不可欠であることから、情報システムの保守・維持・管理業務のうち、障害対応等システムの安定運用に必要な業務及び資産・設備の管理業務のうち、電力設備の障害対応等システム安定運用に必要なものについて適切に継続する。

また、1) の業務によって得られる防災情報等について国民への提供が不可欠であることから、報道対応・広報業務についても適切に継続する。併せて、民間気象業務を支援する気象情報の提供等に係る業務についても継続する。

(3) 当庁の組織を維持するために最低限必要な業務

組織の機能を維持・継続することが必要な最低限の業務である。新型インフルエンザの流行の波は2、3回継続することを想定しており、短期的な中断に止まらないことから、最低限必要な業務については継続する。

本分類に該当する業務としては、予算関連業務（予算・決算・税制・組織・定員・会計検査対応等業務）、国会関連業務（質問、資料要求対応等業務）、福利厚生業務（職員の福利厚生等業務）、人事業務（人事発令、給与等業務）、会計業務（物品役務調達及び給与等支払業務）等がある。

3 優先業務の概要

優先業務の考え方及び分類に基づき整理した業務について、以下に示す。

(1) 新型インフルエンザ対策業務

1) 災害対策本部の運営等

①業務継続の判断

モニタリングによる職員の出欠勤状況及び人員の過不足状況から、縮小・中断業務に対し業務の縮小・中断の判断を行う。

②対策の指示

各部課官室におけるモニタリング業務、感染拡大防止対策の実施にかかる指示を行う。

③人員の確保等

人員の不足により優先業務の継続が困難であると判断される場合において、人員の不足を解消するための人員の移動等の課室間または官署間の調整を行う。

④対策の実施

その他災害対策本部主導で判断・実施すべき事項がある場合には、これを実施する。

2) モニタリング業務（職員の感染状況・出欠勤状況の把握とその対応）

①職員の感染状況・出欠勤状況の把握

各部課官室において、新型インフルエンザへの罹患状況・出欠勤状況を調査し、総務部人事課厚生管理室に報告する。優先業務の実施に支障がある場合には、災害対策本部にその旨を報告する。

②海外滞在者の安否確認

感染地域に滞在する職員に対して安否確認を行う。

3) 感染拡大防止対策（職場の消毒・対人距離の確保措置等）

①対人距離の保持

感染者からの飛沫感染を防止するため、職場環境において2メートル以上の対人距離を確保する。

- ・机のレイアウト変更
- ・パーティション設置
- ・会議室等の利用 等

②感染者との接触機会の低減

感染リスクを低減するため、庁舎内に極力感染者を立ち入らせない。

- ・インフルエンザ様症状のある職員に対し、病気休暇の取得を要請する
- ・通勤時、満員電車等の利用を避けるため、出勤方法の変更（時差出勤、自転車・徒歩出勤）を奨励する
- ・面会スペースを執務室以外に設置するなどにより、外部からの訪問者の執務室内への進入を制限する
- ・対面による会議等を延期・中止する（電子メールや電話の活用）
- ・テレワークを導入する
- ・食堂における食事時間に時差制を導入する
- ・感染地域への不急の出張を控える（総務部企画課による渡航の自粛等の検討）

- ・入庁制限等の庁舎管理を行う

③手洗い・手指消毒

接触感染のリスクを低減するため、手洗い・手指消毒を励行する。

- ・外出からの帰庁後や執務室内に入る際、必ず手洗いまたは手指消毒を行う
- ・手洗いは、流水と石鹼を用いて 15 秒以上行う
- ・執務室の入り口に速乾性擦式消毒用アルコール製剤を準備する

④咳エチケット

感染者からの飛沫感染を防止するため、咳エチケットを励行する。

- ・咳等の症状がある職員はマスクを着用する
- ・飛沫物を含むティッシュ等は、専用のゴミ箱に廃棄する
- ・咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、接触感染の原因にならないよう直ちに洗うか消毒を行う

⑤職場の清掃・消毒

接触感染のリスクを低減するため、感染者が触れたと思われる箇所の清掃・消毒を行う。

- ・水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する（1日1回以上）
- ・発症した職員がいる場合、当該職員の机の周辺や触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼で手を洗い、又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手指消毒を行う。

⑥定期的なインフルエンザワクチンの接種

通常のインフルエンザによる発熱者を減らすことにより、新型インフルエンザの発生時に、インフルエンザ様症状の患者が増加することを防ぐ。

- ・職員に対し、医療機関で、通常のインフルエンザの予防接種を受けよう勧奨する

4) 新型インフルエンザ対策業務に必要な消耗品（マスク・消毒液等）確保

総務部人事課厚生管理室は、マスク・消毒液等の感染拡大防止対策に必要な消耗品について、新型インフルエンザ発生時には、常にその在

庫状況を把握し、必要十分な数量を確保する。

5) 報道対応・広報業務

①国民への周知広報

優先業務以外の業務を円滑に縮小・中断するため、気象庁における業務継続に関する方針を、広く国民に周知し理解を求める。

②利害関係者（ステークホルダー）への周知・協力関係の構築

新型インフルエンザ発生時における業務の縮小・中断について、直接の利害関係者となる組織・人物に対し周知し、理解を求める。

(2) 国民生活に必要なサービス提供業務

1) 防災及び交通安全に係る業務

課室	業務名	地震被災時 特有
各部（総務部は各課官）共通	気象庁災害対策本部関連業務	
総務部企画課 予報部予報課 地震火山部管理課	政府の初動対処体制関連業務	
総務部航空気象管理官	航空気象業務の実施状況把握	
予報部業務課	気象情報交換に係る関係機関（都道府県、航空局、海上保安庁、防衛省他）との調整	
予報部予報課	気象警報、指定河川洪水警報、土砂災害警戒情報の発表・伝達	
	台風に関する気象情報の発表・伝達	
	記録的短時間大雨情報の発表・伝達	
	海上警報の発表・通報	
	気象注意報、指定河川洪水注意報の発表・伝達	
	竜巻注意情報の発表・伝達	
	火災気象通報の発表・伝達	
	天気予報の発表	
	海上予報の発表	
	津波、火山、地震に関する注警報・情報の伝達	
予報部航空予報室	シグメント情報発表（空域班現業業務）	

課室	業務名	地震被災時 特有
	国内悪天予想図（FBJP）発表（空域班 現業業務）	
	国内悪天解析図（ABJP）・全国航空気 象解説報発表（空域班現業業務）	
	全国航空気象官署への指示・支援業 務（空域班現業業務）	
	災害時の業務代行業務等の調査・立 案（官室業務、空域班現業業務）	
	航空交通管理センター（ATMC、航空 局）管制官への気象ブリーフィング （ATMetC 現業業務）	
	ATMC 向けプロダクト作成・提供 （ATMetC 現業業務）	
観測部計画課	観測業務に係る総合調整業務（観測 施設や観測システムの運用状況のと りまとめ等）	
観測部情報管理室	防災情報提供センター運営	
	観測データ品質管理業務	
	観測成果の収集と提供	
観測部統計室	観測成果資料の収集及び発表	
地震火山部管理課	地震火山業務に係る総合調整業務	
	地震調査研究推進本部業務	○
地震火山部地震津 波監視課	地震津波監視及び緊急地震速報、津 波警報・地震津波情報等発表業務（現 業）	
	地震防災資料作成業務	
	地震データの処理業務（現業）	
地震火山部地震予 知情報課	地震活動と地殻変動の監視業務（現 業）	
	東海地震関連情報発表業務	
	地震活動・発震機構解析業務	
	地震活動資料作成業務	
地震火山部火山課	本庁担当火山の火山活動監視・噴火 警報等発表業務（現業班）	
	航空路火山灰情報発表業務（現業）	
	火山活動解析・資料作成業務	
地球環境・海洋部地 球環境業務課	潮位・波浪観測等の実施、部外デー タの収集等に関する調整・指導	
	沿岸防災情報（高潮・高波・漂流予測） 作成・提供に関する調整・指導	
	父島気象観測所における気象業務	

課室	業務名	地震被災時 特有
地球環境・海洋部海洋気象課	潮汐観測におけるデータの収集、処理及び配信（還元）にかかる業務	
	波浪観測におけるデータの収集、処理及び配信（還元）にかかる業務	
地球環境・海洋部海洋気象情報室	波浪の解析、予測	
	高潮の予測	
	大規模油流出時の流出油漂流予測	

※表中の「地震被災時特有」欄について
優先業務のうち、地震対応業務継続計画で想定する地震により被災しない限り、実施の必要のない業務については、「地震被災時特有」欄に「○」を記すことで区別している。
新型インフルエンザのみ発生している状況においては、当欄に「○」の記された業務を除外したものが優先業務となる。同時に被災した場合においては、当欄の記載の区別に依らず、表に記されたすべての業務が優先業務となる。

2) 1) の業務を継続するために必要な業務

課室	業務名	地震被災時 特有
総務部総務課	報道対応・広報業務	
	庁舎管理業務	
総務部施設物品管理室	電気設備・空調設備・給排水設備・エレベーター・電話設備・ガス設備の管理	
総務部民間事業振興課	気象業務支援センターが行う気象情報提供に係る調整	
予報部数値予報課	数値予報ルーチン	
	数値予報現業	
予報部情報通信課	アデス（アデスサブシステム含む）の整備計画・業務管理	
	スーパーコンピュータシステム、アデス、アデスサブシステムと他システムとの接続等に係わる調整・指導・危機管理	
	スーパーコンピュータシステムの整備計画・業務管理	
	アデス、アデスサブシステムに係わる気象データの流通管理	
	国際的な気象データ交換業務及びネ	

課室	業務名	地震被災時 特有
	ネットワークの計画・管理	○
	スーパーコンピュータシステム、アデス、アデスサブシステム及び設備等に関する予算・実行・配分計画	
	アデス、アデスサブシステムに搭載するソフトウェアの自主開発計画・開発管理	
予報部システム運用室	情報通信設備の運用及び障害対応	
予報部データネットワーク管理室	情報通信設備の運用	
	情報通信設備の維持・管理	
	アデス等、情報通信設備のソフトウェア維持・管理	
	行政情報ネットワーク、本庁データ収集・提供サーバ群の維持・管理及びセキュリティー管理	
観測部観測課	気象レーダー、アメダス(地上)、高層、ウィンドプロファイラ観測システム等の維持・管理	
観測部航空気象観測室	航空気象観測施設・システムの維持・管理	
観測部観測システム運用室	気象レーダー、高層、ウィンドプロファイラ観測システム等による観測の実施、アメダス(地上)運用監視および空港気象ドップラーレーダー集約処理システムの運用監視等	
観測部気象衛星課	気象衛星「ひまわり」の安定運用維持、気象衛星業務の総合調整業務	
地震火山部管理課	地震津波観測網維持・管理業務	
地震火山部地震津波監視課	地震活動等総合監視システム等システムの維持・運用管理業務	
	地震機動観測業務	
地震火山部地震予知情報課	地震活動等総合監視システム等システムの維持・運用管理業務	
地震火山部火山課	火山監視システム等のシステム維持・運用管理業務	

(3) 当庁の組織を維持するために最低限必要な業務

課室	業務名	地震被災時 特有
各部（総務部は各課 官）共通	国会関連業務	
	予算関連業務	
総務部企画課	気象業務に係る国際協力業務	
総務部人事課	任用関係事務	
	人事給与システム維持・運用管理業務	
総務部人事課厚生 管理室	福利厚生業務（職員の福利厚生等業務）	
総務部調達管理室	物品役務調達業務	
	給与等支払業務	
予報部業務課	通専料支払い業務	

4 業務の優先順位

第4項の2に定めた（１）～（３）の優先業務の実施には優先業務を遂行する職員が不可欠であることから、人員の確保に資する『（１）新型インフルエンザ対策業務』の実施を最優先とする。『（２）国民生活に必要なサービス提供業務』及び『（３）当庁の組織を維持するために最低限必要な業務』に関しては、分類される業務の性質や携わる職員が必ずしも同じでないため並行した業務遂行を基本とするものの、気象庁として社会に情報を提供する使命を重視し、『（２）国民生活に必要なサービス提供業務』の方が優先順位は高いものとする。

以上より、第4項の2で定めた業務の優先順位は（１）～（３）の記載順の通りとする。（１）～（３）に分類される個々の業務に関しては、以下のとおり優先順位を設定する。ただし、依存関係にある業務については同じ優先順位とし、それらの業務のうち最も順位の高いものに合わせる。

- ・『（１）新型インフルエンザ対策業務』内の業務に関しては須らく実施するものであることから優先順位は設定せず、すべての業務を継続する。
- ・『（２）国民生活に必要なサービス提供業務』に関しては、「１）防災及び交通安全に係る業務」については気象庁防災業務計画第2編第2章第2節において定められている優先順位に従うものとし、他の業務に優先するものとする。「２）１）の業務を継続するために必要な業務」については、社会影響度に基づいて優先順位を設定する。
- ・『（３）当庁の組織を維持するために最低限必要な業務』に関しては、外部からの要請の強さ及び業務の中断により組織機能の維持に与える影響の大きさを考慮して優先順位を設定する。

※優先業務の順位付けに関する補足事項

- ・ 本庁業務の代行を行う官署においては、代行の際に発生する業務を優先業務として選定する
- ・ 優先順位の設定は、新型インフルエンザの流行期間中により緊急度の高い他の災害（例えば地震津波災害等）が発生した場合にその対応を優先することを妨げるものではない

第5項 必要な人員の確保

第4項に定める優先業務を継続するにあたっては、新型インフルエンザ蔓延時においても優先業務の実施に係る十分な人員を確保することが求められる。このことから、職員が可能な限り優先業務に従事できるよう、インフルエンザへの感染防止策を実施することが重要であり、これを「1 職員の感染防止」において定める。

なお、感染防止策を適切に行ったとしても、職員の感染を完全に防ぐことは困難であることから、職員の感染が確認された場合の対応方法について「2 職員感染時の対応」に定める。

また、蔓延時には一定の職員の欠勤が想定されることから、優先業務の実施に係る職員が欠勤した場合において、優先業務の縮小・中断が発生しないよう、適切に人員の補填を行うことで人員を確保する必要がある。この人員の確保方法について「3 優先業務実施に係る人員の不足への対応」に定める。

さらに、職員のうち優先業務の意思決定に関わる者が欠勤した場合、優先業務が停止する可能性があるため、権限の委譲を行える体制が必要であり、これを「4 権限の委譲」において定める。

1 職員の感染防止

職員の感染防止策については、第4項の3の（1）に示す新型インフルエンザ対策業務に定めているが、そのうち制度上の検討・変更が必要なものについて、本項に定める。

（1）勤務形態・出勤方法の検討

保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤できない場合については、年次休暇の取得を原則とするが、必要に応じて早出遅出勤務を実施する。在宅勤務については、感染拡大の状況を見定めて実施に係る検討を行うこととする。

また、新型インフルエンザ蔓延時には、職員の通勤途上における感染機会を減らすため、必要に応じて時差出勤を検討する。

一方、通勤手段を分散化し、公共交通機関における感染を防止するため、

自転車等通勤者のための駐輪場の確保を検討することとする。

(2) 季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種

季節性インフルエンザワクチンについては、予め接種することにより、季節性インフルエンザのみならず新型インフルエンザへの感染の可能性の低減が期待できる。特に新型インフルエンザ蔓延時には、医療機関の混雑、抗インフルエンザウイルス薬の不足等の事態が考えられることから、事前に予防接種を受けることが望ましい。

副作用のリスクを理解させた上で、職員に対しインフルエンザ予防接種を受けることを勧奨する。

2 職員感染時の対応

職員が感染した際の対応方法について、本項に定める。

(1) 職員への指示・状況の把握

健康上具合の悪い職員に対しては、通勤前に医療機関の受診を勧奨し、早めの休暇取得を呼びかける。インフルエンザ様症状を発症している場合には、発熱相談センター等に相談の上でその結果を連絡させ、又は、通勤前に医療機関を受診させて医師の指導に従うよう呼びかける。

その結果、職員が新型インフルエンザに感染したことが発覚した場合、当該職員に対し、医師の診察を受けて適切な対応をとることを勧奨する。また、感染した職員と同一部署等における濃厚接触者である職員を把握し、健康状態の把握に努める。

また、職員が職場においてインフルエンザ様症状を発症した場合は、当該職員に対して感染拡大を防ぐためのマスクを着用させた上で、医療機関の受診を勧奨し、早めの休暇取得を呼びかける。また、当該職員が使用した机、電話、パソコンなどについて消毒を行う。

職員が新型インフルエンザに感染した場合又はインフルエンザ様症状を発症した場合には、速やかに感染の経緯、症状等について情報を集約する。

(2) 感染した職員等の服務上の扱い

新型インフルエンザに感染した職員に対しては、病気休暇の取得を要請する。当該職員が出勤しようとする場合は、人事院規則 10-4 第 24 条第 2 項に基づく就業停止とすることができる。

一方、濃厚接触者として検疫法に基づく停留又は感染症予防法に基づく外出自粛要請を受けている職員に対しては、人事院規則 15-14 第 22 条第 1 項第 16 号に基づく特別休暇の取得を要請する。

3 優先業務実施に係る人員の不足への対応

新型インフルエンザ発生時には、第4項に従い、継続する業務を優先業務に絞り込み継続する。この際、感染被害状況によっては、優先業務の継続に必要な人員の不足が想定されることから、以下の通り人員の不足への対応方法を定める。なお、各対策の優先順位については、人員の不足に対してとり得る対策とその実施順位について、「新型インフルエンザ対応 中央省庁業務継続ガイドライン」や民間での取組事例等から、効果、適用可能性等を考慮した上で、以下の記載順の通りとし、優先順位の高いものから適用可否を検討し、各部課官室において人員計画を策定する。

(1) 官署内での人員の移動

官署の課室内または別課室から、業務遂行のための要員を移動する。

(2) 予備チームを含めたスプリットチーム体制への移行

現業班等において、待機チームを作る（必要であれば1チーム当たりの要員を減らす等の工夫を行う）ことで予備要員を確保し、新型インフルエンザによって欠勤した人員が出たチームの交替に充てる。なお、予備人員を確保するために勤務体制の見直し等を検討する

(3) 別官署への業務移管

感染状況の深刻な地域の官署の所管する業務の一部又は全部を、感染状況の深刻でない別の地域の官署に移管することで、業務を代替する。

この方法は既存の地震対応業務継続計画等に記載されており、実施に際しては既存計画と整合を図る。

特に、感染被害が特に深刻となり、政府より外出自粛要請・勧告が発令されるような場合は、官署を閉鎖し官署機能そのものを別の官署に集約することも必要となる可能性がある。

(4) 官署間の人員の移動

官署内で優先業務の実施に不足している人員を、別の官署から派遣することでその不足を補う。

但し、新型インフルエンザ蔓延時には、感染が深刻な地域に人員を派遣する行為そのものが職員の健康被害や感染の拡大に繋がるおそれがある。このため、官署間での人員の移動は、他にとりうるべき措置がない場合に限り、職員の健康維持について最大限考慮した上で実施する緊急的手段とする。

(5) 在宅勤務（テレワーク）の実施

業務を庁舎内で行うのではなく、登庁せずに自宅にて実施する。

但し、適用するためには在宅勤務のインフラについて整備する必要がある、大人数の使用を想定したものではないため、一部の業務または人員に対してのみ適用することが望ましい。

4 権限の委譲

新型インフルエンザの発生に伴い、優先業務の意思決定に関わる者が欠勤した場合、優先業務の継続が困難となることが想定される。このため、あらかじめ意思決定権の委譲対象となる職員や委譲順位を定め、意思決定が滞ることのない体制を整備する。

第6項 新型インフルエンザの流行段階に応じた対応

第3項で示すとおり、新型インフルエンザには流行の波があり、感染による被害状況が時間とともに流動的に変化する。このため、感染被害状況にあわせた対応を行う必要がある。

本項では、新型インフルエンザの流行による社会・経済状況に応じた体制の整備や対応方法について定める。

I 第一段階（海外発生期）

政府の新型インフルエンザ対策本部より、新型インフルエンザの感染段階が「第一段階（海外発生期）」であると宣言された場合、以下の対応を実施する。

なお、新型インフルエンザが国内で発生した場合、第一段階を経ずに第二段階と宣言される可能性があるが、この場合においても当第一段階の対応を実施する。

1 警戒体制への移行

各部課官室において、気象庁本庁災害対策要領に定める警戒体制に速やかに移行する。必要に応じて災害対策連絡会議を設置し、情報共有を行う。

2 新型インフルエンザ対策業務の実施

各部課官室において、第4項の3の（1）に定める新型インフルエンザ対策業務のうち、以下の対策を実施する。

- ・ 感染地域への出張自粛
- ・ 海外滞在者の安否確認
- ・ 感染拡大防止対策の実施（海外発生期の段階であっても、既に国内にウイルスが潜入している可能性を考慮し、第4項3（1）3）③に定める手洗い・手指消毒の措置について実施する。）
- ・ 新型インフルエンザ対策業務に必要な消耗品（マスク・消毒液等）の準

備

Ⅱ 第二段階（国内発生早期）・第三段階（拡大期・蔓延期・回復期）

政府の新型インフルエンザ対策本部より、新型インフルエンザの感染段階が「第二段階（国内発生早期）」であると宣言された場合、以下の対応を実施する。

1 災害対策本部の設置

内閣官房の新型インフルエンザ対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、災害対策本部を設置する。

2 業務継続計画発動の宣言・周知

新型インフルエンザの発生に伴い、業務継続計画に基づく業務の縮退を含めた業務継続活動を開始する事実を、気象庁の内外に対して宣言し周知する。

業務継続計画の発動とは、新型インフルエンザの国内発生を受け、業務の縮退をはじめ各種対策の運用を本格的に開始することを指す。

3 非常体制への移行

各部課官室において、気象庁本庁災害対策要領に定める非常体制に速やかに移行する。

4 新型インフルエンザ対策業務の実施

災害対策本部ならびに各部課官室において、第4項の3の（1）に定める以下のすべての新型インフルエンザ対策業務を実施する。

- ・ 災害対策本部の運営等
- ・ モニタリング業務
- ・ 感染拡大防止対策
- ・ 新型インフルエンザ対策業務に必要な消耗品（マスク・消毒液等）準備
- ・ 報道対応・広報業務

5 優先業務の実施に係る人員の確保

（1）人員の確保

一般優先業務について、可能な限りその実施を継続するため、優先業務以外の業務については、大幅に縮小又は中断し、第5項の3に従い人員を優先業務に投入する。優先業務以外の業務に従事する職員は、あらかじめ定められた人員計画または指示に従い優先業務に対する支援を行う。

なお、第一段階及び第二段階では、発生した新型インフルエンザの重篤性、感染力等が不明である可能性が高いため、優先業務以外の業務につい

ては、状況を見ながら縮小・中断するのではなく、重篤な場合を想定して早期に一旦縮小・中断し、その後、状況を踏まえて縮小・中断の見直しを検討する。ただし、海外発生期から国内発生までに一定の時間があり、重篤性が低く、かつ伝播力が弱い等、ウイルスの性質及びそれに基づく感染防止策が明確になっている場合は、状況に応じた体制に移行する。

（２）優先業務の人員が確保できない場合の処置

上記（１）の対策を実施したにも関わらず人員の確保が困難である場合には、優先業務のうち第４項の４に従い予め定めた業務の優先順位に従い、優先順位の低い業務から縮退を行うことで、優先順位の高い業務（社会影響度の高い業務及び組織機能の維持に与える影響が大きい業務）について確実に継続する。

なお、優先業務の縮退を行う場合には、その事実について気象庁の内外に公表し周知する。

Ⅲ 第四段階（小康期）

政府の新型インフルエンザ対策本部より、新型インフルエンザの感染段階が「第四段階（小康期）」であると宣言された場合、以下の対応を実施する。

１ 警戒体制又は注意体制への移行

気象庁内の状況を判断の上、各部課官室において、気象庁本庁災害対策要領に定める防災体制における警戒体制又は注意体制に速やかに移行する。

２ 新型インフルエンザ対策業務の実施

災害対策本部ならびに各部課官室において、第４項の３の（１）に定める下記の新型インフルエンザ対策業務を、新型インフルエンザが完全な収束を迎えるまで適切に継続する。

- ・ 災害対策本部の運営等
- ・ モニタリング業務
- ・ 感染拡大防止対策
- ・ 新型インフルエンザ対策業務に必要な消耗品（マスク・消毒液等）準備
- ・ 報道対応・広報業務

３ 優先業務の実施に係る人員の確保

（１）人員の確保

優先業務継続のための人員の確保については、第二段階及び第三段階から通常の体制に戻す。

ただし、この場合であっても状況を勘案して引き続き業務継続計画にお

ける体制を継続することを妨げない。

(2) 優先業務の実施における通常体制への復帰及び縮小・中断業務の再開

第四段階に至っては、被害が収束傾向にあり、職員の欠勤率についても高くないことが想定されることから、モニタリング業務によって調査した罹患・出勤等の状況を考慮し、可能である場合、優先業務については業務継続計画発動前の通常体制に復帰する。

さらに、縮小・中断した業務についても、社会影響度を考慮の上、再開することを検討する。

第2節 事前準備

新型インフルエンザへの対応は、第1節で定めた新型インフルエンザ発生時における対応のほか、新型インフルエンザの発生に備えた事前の対応が必要となる。本節では、新型インフルエンザの発生前段階で行うべき対応について定める。

第1項 報道対応・広報業務

外部の関係者に関わる部分を含む概要を公表し、必要に応じて説明を行う。さらに、国民及び事業者等に対し、業務継続計画に関する広報を行い、新型インフルエンザ発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求める

第2項 新型インフルエンザ対策業務に必要な消耗品（マスク・消毒液等）の確保

マスク・消毒液等の感染拡大防止対策に必要な消耗品については、平時から十分な量を備蓄する。

第3節 教育・訓練及び計画の見直し

新型インフルエンザ発生時において、本計画を迅速かつ適切に運用するためには、本計画の内容を周知し、各職員が実施すべき対応等について教育及び訓練を行うことが必要である。

また、新型インフルエンザの脅威やとり得るべき適切な対応については、今後の社会的状況・研究や議論等に基づき変化する可能性があることから、計画の有効性を維持するために適宜見直しが必要である。

本節では、教育・訓練及び計画の見直しについて定める。

第1項 教育・訓練

職員に対し、本業務継続計画の考え方や内容について周知するとともに、特に新型インフルエンザ発生時には人員不足への対応が重要であることから、課室内で欠勤者が発生した場合の人員計画について複数のパターンを想定し、その対応方法について教育・訓練を通じて確認し理解を深める。

なお、庁舎内において発症者が出た場合に対応する作業班員、執務室の消毒を行う者、不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する者等、他の職員よりも感染リスクが高いと考えられる職員については、必要に応じて各業務に応じた感染リスクを低減する方法や業務実施時の注意事項等について教育・訓練を行う。

第2項 計画の見直し

業務継続計画の策定後における人事異動や教育・訓練の状況については、各部課官室において、定期的に既存の業務継続計画における改善点として整理するとともに、必要に応じて既存の計画の改正を行う。また、新型インフルエンザに対する新しい知見が得られた場合や新型インフルエンザに関する政府としての方針が変更された場合には、業務継続計画の所要の改正を行う。